

# 地域で考える

## 認知症

もし自分や家族が認知症になったら――。  
超高齢社会を迎えた今、それは、多くの人が不安に感じていることです。  
困ったときに、みんなが支え合えるまち、社会であるために、一緒に考えてみませんか。

# 正しく知る

認知症は誰でもなる可能性がある病気です。いつ、自分や身近な人が認知症になるか分かりません。まずは、認知症について正しく理解しましょう。

## 認知症ってどんな病気なの？

※記憶力や判断力などの認知機能の低下はみられるが、まだ日常生活には支障がない状態のこと

### ■認知症の症状

代表的な症状は記憶障害です。体験したこと自体を忘れてしまったり、もの忘れの自覚がなかったりと周囲で起こっている現実を正しく認識できなくなりま。また、本人の性格や環境などさまざまな要因が絡み合い、うつ状態や妄想など心理面・行動面の症状も現れます。

### ■早期発見が大切

認知症は、早く気づき、治療や生活習慣を見直すことで進行を遅らせることができます。早期発見・早期治療につなげるためにも、認知症のサインを見逃さないようにしましょう。

### 認知症のサイン (早期発見のポイント)

- 以前より頑固になった
- 人付き合いが苦手になり、閉じこもりがちになった
- 服装等身だしなみを気にしなくなった
- 同じことを何度も繰り返し話すようになった
- やさしい計算でも間違えるようになった
- 「あれ」「これ」などの代名詞をよく使うようになった
- 新しいことを覚えられなくなった
- 今日が何日か分からなくなった

# 地域で支える

市では「認知症ほっとけんまち敦賀」をスローガンに、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、さまざまな取り組みを行っています。

### 情報や悩みを共感できる場所を

## 敦賀つながらカフェ

認知症になると本人もその家族も、悩みや不安を誰にも相談できずに、抱え込んで苦しんでしまう方がたくさんいます。認知症の人とその家族を支えるためには、こうした認知症の悩みや苦しみを打ち明けることができ、それを共感できる環境をはじめ、地域とのつながりをもてる社会づくりが必要です。

市では、今年度、認知症や健康に関することの相談の場や、認知症の知識を学ぶ場として「敦賀つながらカフェ」を開催しました。認知症の方やその家族、認知症についての不安のある方や地域の方など誰でも参加することができ、参加者同士の情報交換、交流の



飲み物を片手に参加者同士の交流



敦賀市立看護大学の先生の講話

場として、お茶やコーヒーなどを飲みながら交流を行いました。参加した方からは「介護していてストレスを感じていたけど、皆さんとお話できてうれしい」や「楽しい時間で、また参加したい」などの声が聞かれました。来年度も定期的に開催をしていく予定です。お気軽にご参加ください。

### ボランティア団体でも 「オレンジカフェ・どんぐり」

どんぐりの会では、昨年6月から、月1回開催しています。詳細は、どんぐりの会（090-5685-6105）までお問い合わせください。

### 認知症の方やその家族を見守る取り組み

## 認知症サポーター養成講座

身近な人の認知症への理解やちょっとした手助けは、本人やその家族にとっても心強いものです。こうした支えとなるのが認知症サポーターです。

「認知症サポーター」は、「なにか」特別なことをする人ではありません。認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る「応援者」です。

サポーターは、市が行う養成講座を受講すれば誰でもなることができます。

講座修了者にはサポーターの証である「オレンジリング」を配布しています。今後一人でも多くの方にサポーターになってもらえるよう養成講座を開催します。また、地域・職場・学校のほか、お友達やグループへ講師を派遣する出前講座も行っています。講座を希望される方は、介護保険課までご連絡ください。



「オレンジリング」  
認知症サポーターの証

### 増えています！認知症サポーター

市の認知症サポーター  
6,689人

(平成27年12月28日現在)



地域のほか、子どもたちにも認知症の理解を深めてもらうため小中学校でも開催しています。受講した子どもたちからは「認知症になった本人が一番つらいということが分かった」や「認知症の人に会ったら不安にさせないで優しくしようと思った」との感想が聞かれました。

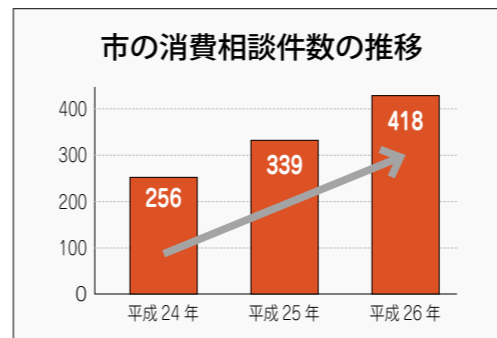
# 権利を守る

ひとり暮らしで頼れる人がいない……。認知症になったら生活はどうなるのだろうか……。このような高齢者の方が安心して生活するための制度のひとつに成年後見制度があります。

## 増える消費者トラブル

近年、高齢者や判断能力の不十分な人に、必要のない契約を結ばせたり、言葉巧みに商品を購入させたり、悪質な事業者による消費者トラブルが大きな社会問題となつています。自分に不利益な契約であっても正しく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれがあります。

敦賀市でも、高齢者を狙った悪質商法の相談が増えています。



敦賀市消費生活センターへの全相談がこの3年間で約1.6倍に増えています。こうした消費者トラブルを防ぎ、法的に権利や財産を守り支援する制度として成年後見制度があります。

## 成年後見制度

認知症などの理由で判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産の管理や、介護サービスや施設入所に関する契約を自分で行うことが難しい場合があります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

家庭裁判所から選任された成年後見人（配偶者や親族、法律や福祉の専門家など）が本人に代わって契約を行ったり、不利益な契約の取り消しなどを行ったりします。具体的には、次のとおりです。

- ◎ **受けられる支援内容**
  - ▼ 財産管理  
本人の預貯金の管理、不動産の処分、遺産の分割など財産に関する助言や支援
  - ▼ 身上監護  
介護・福祉サービスの利用や施設の入退所の手続き、費用の支払いなど日常生活上の契約の支援

◎ **利用できる人**  
判断能力が不十分であつて、契約などの法律行為を自分で行うことが困難な人

◎ **申立てができる人**  
本人、配偶者、四親等内の親族など

（四親等内の親族がいない場合は、市長が申立てを行うことができます）

◎ **費用**

▼ 申立て費用  
1万円程度（印紙、切

手代、診断書など）  
▼ 鑑定料（医師の鑑定が必要な場合）  
5～10万円程度

また、成年後見制度は、認知症などで判断能力が不十分になった人を守る「法定後見制度」と、判断能力があるうちに自分で後見人を選び、将来へ備える「任意後見制度」があります。

### 成年後見制度の流れ（法定後見制度の場合）

- 1 申立て**  
本人の住所地を管轄する家庭裁判所（本市の場合は福井家庭裁判所敦賀支部）に申立てます。家庭裁判所にある申立書に記入の上、必要書類を添付し提出します。
- 2 審判、成年後見人等の決定**  
家庭裁判所で審判し、成年後見人等を決定します。調査官が、本人の判断能力や生活状況を調査、確認し、成年後見人に最も適切と思われる人（配偶者や親族、法律、福祉の専門職など）を選任します。
- 3 後見等の開始**  
成年後見人等が、本人の意思を尊重し、身体や生活に配慮しながら、本人に代わって財産管理や契約などの支援を開始します。

## インタビュー interview

専門家に聞く

### 成年後見制度の意義と後見人の役割

成年後見制度とはどういった制度ですか？

判断能力が低下した認知症高齢者や障がい者などの財産管理や契約等を本人に代わって後見人がお手伝いする制度です。後見人を裁判所が選任するという面でも安心できる制度だと思えます。

成年後見人の役割は？

財産管理や身上監護などで、本人の困っていることを解消し権利を守ることです。後見人は、本人の利益を考え、本人を代理して預貯金の管理や福祉サービスの手続きを適正に行います。また、悪徳商法の被害にあった場合などは、

後見人が取り消しを行うことができます。私は専門職として、財産管理や遺産分割など法律面での支援を行っています。

後見する上で心がけていることは？

本人にとって一番良くなること・利益となることを念頭に置いて後見を行っています。また、本人と話すときは、意思をくみ取れるように同じ目線で話すように心がけています。後見をしていく中で、本人や家族の皆さんが喜んでくれることにやりがいを感じています。

これから制度を考えている人に伝えたいことは？

高齢者が増えている中で、今後この制度を利用する人が多くなると思えます。将来のことを考えて、自分や家族の権利を守る予防策のひとつとして積極的に活用して欲しいと思います。



成年後見人 弁護士  
山口 征樹 氏

### 成年後見制度の利用について、地域包括支援センターにお問い合わせください。

	敦賀市地域包括支援センター「あいあい」	敦賀市地域包括支援センター「なごみ」	基幹型 敦賀市地域包括支援センター「長寿」
電話	☎ 22 - 7272	☎ 21 - 7530	☎ 22 - 8181
担当地区	北・南・西・松原・西浦・東浦・東郷・中郷・愛発	粟野	必要時、各地域包括支援センターと連携、協働し支援します。

## 被害を未然に防ぐために知っておこう 悪質業者の手口

### 点検商法

「無料で点検します」と訪問を受け、布団や住宅の点検を勧められます。「布団にダニがいる」と言って、古い布団を下取りし高額な布団を契約させたり、「屋根瓦が緩んでおり、雨漏りから家が腐る」と言って、不安感を起こさせ商品を販売してきます。

商品やサービスを勧められても、その場で決めず「家族と相談して決めます」など契約は後日にし、家族や消費生活センターなどへ相談しましょう。

### 催眠商法

無料プレゼントや安価で生活必需品を販売し、購買意欲を高めた上で、あたかも貴重な商品を安価で売っていると錯覚させて高価な布団や健康食品を売りつけてきます。



### 利殖商法

「必ず儲かります」「あなただけ特別」などと契約を勧め、未公開株や分譲マンションなどの購入を勧められます。複数の人物が登場する「劇場型」や公的機関を名乗り信用させる「装い型」などがあります。



【消費者トラブルに関する問合せ先】  
敦賀市消費生活センター（生活安全課内）  
☎ 22 - 8115